

令和2年第3回教育委員会議 会議録

1. 開催日時

令和2年3月24日（火） 午後2時30分～午後4時58分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所2階 庁議室

3. 出席委員（5名）

教育長	佐藤 勝
委 員	中村 弘樹
委 員	熊谷 勇夫
委 員	役重 真喜子
委 員	衣更着 潤

4. 欠席委員（1名）

委 員	伊藤 明子
-----	-------

5. 説明のため出席した職員

教育部長	岩間 裕子
教育企画課長	小原 賢史
学務管理課長	佐々木 晋
学校教育課長	中村 哲
こども課長	今井 岳彦
文化財課長	平野 克則

6. 書記

教育企画課 課長補佐 大竹 誠治 総務企画課係長 大和 あゆみ

7. 議事録

○佐藤教育長

ただいまから、令和２年第３回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。会議の日時、令和２年３月２４日午後２時３０分。会議の場所、石鳥谷総合支所庁議室、日程第１、会期の決定であります。本日１日とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

はい、それでは異議なしと認め、本日１日の決定といたします。日程第２、議事に入ります。議案第５号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から、提案内容の説明をお願いいたします。平野文化財課長。

○平野文化財課長

議案第５号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を御説明申し上げます。本議案は、花巻市文化財保護審議会委員が、令和２年３月３１日で任期満了になりますことから、新たに委員を任命しようとするものであります。花巻市文化財保護審議会委員は、市内に存する文化財の保存活用に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会であります。また、本審議会の委員につきましては、花巻市文化財保護審議会条例、第２条第１項の規定により、委員１５名以内をもって組織すること、同条第２項の規定により、文化財に関し学識経験を有する者のうちから委嘱することとなっております。それでは、議案につきましては、御説明申し上げます。議案書１ページと議案資料１ページの議案第５号資料を併せて御覧願います。

新たに任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任、再任の別につきましては、議案書の通りでありまして、１２名中、再任８名、新任４名であります。任命は、令和２年４月１日付けであります。任期につきましては、同条例第２条第３項の規定により、２年となっておりますことから、令和４年３月３１日までであります。以上で説明を終わりますが、宜しく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

新任の方４人ということでございますが、専門の分野を教えてくださいと思います。

○平野文化財課長

専門の分野ですけれども、外館聖八郎さんは植物の関係です。梅原無石さんは歴史です。大石雅之さんは地質です。時田里志さんは歴史の美術と工芸であります。

○佐藤教育長

ただいま事務局から説明いただきました。本件、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

それでは、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。お諮りいたします。議案第5号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり議決されました。

次の審議に入ります前に、お諮りいたします。議案第6号「課長の人事の内申に関し議決を求めることについて」につきましては、人事案件でありますので、審議は、花巻市教育委員会、会議規則第13条の規定による秘密会にしたいと存じます。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

御異議ありませんので、議案第6号につきましては秘密会による審議とすることに決します。続いてお諮りいたします。議事日程では、次は議案第6号を審議することとなりますが、ただいま議案第6号は秘密会とすることをご了承いただきましたので、先に議案第7号及び議案第8号並びに日程第3、報告事項を先に行うこととしたいと思いますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

はい、ありがとうございます。それでは議案第6号につきましては、議案第7、第8、

及び報告事項終了後に審議することと決します。それでは議案第7号「花巻市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

議案第7号「花巻市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則」について、御説明を申し上げます。本規則は、地方公務員法の一部改正による、会計年度任用職員制度への移行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。改正の内容について御説明いたします。お手元に配付しております議案書の4ページ及び議案第7号資料を併せてご覧願います。

内容でございます。第2条は、社会教育指導員の委嘱についての規定でありますけれども、会計年度任用職員制度への移行によりまして、同条第2項中の「非常勤」という規定を「地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員」いわゆるパートタイムの会計年度任用職員に改正しようとするものでございます。第5条は、本規則の服務について規定するものでありますけれども、会計年度任用職員制度への移行に伴いまして、地方公務員法が直接適用されるために、既に規定されている同条第2項、信用失墜行為の禁止の規定、及び同条第3項、守秘義務の規定を削るといった改正内容になるものでございます。

次に、施行期日であります。本規則は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。以上で説明を終わりますが、宜しく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

ただいま、事務局から説明を受けました。この件について、質疑ございませんでしょうか。

○小原教育企画課長

先ほど、会計年度任用職員という新しい制度について申し上げましたけれども、その概要をこちらの資料でご覧いただきたいと思います。最初は横長のほうでございます。会計年度任用職員制度でございますけれども、平成29年5月に、地方公務員法と、地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、これが今年の4月1日から施行されます。改正の主な内容でありますけれども、1つ目が、地方公務員法の一部改正というのがございまして、こちらでは適正な任用等の確保ということでございます。

改正の趣旨ですけれども、地方の厳しい財政状況が続いている中、多様化する行政需要

に対応するために、正職員ではなくて、臨時補助員と非常勤職員が年々非常に増加しているというのが全国的な傾向であります。こうした中で、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られているといったことが、国のほうで語られておりまして、必要な任用が確保されていない状況を踏まえまして改正が行われたということでございます。

改正の内容ですけれども、その下(1)、(2)とございます。まず、特別職の部分であります。特別職の任用と臨時的任用の厳格化であります。現況が書いてありますけれども、通常の事務職員であっても、特別職として任用されている事例が全国ではある。一般職の方であれば、守秘義務が課される場所ですけれども、あえて事務職員なのに特別職として任用されていることで、守秘義務等の服務規律が課されないものが存在している。こういった現状を踏まえまして、法律上、特別職の範囲を「専門的な知識経験等に基づいて、調査等を行うもの」。これに限定するよう厳格化されたというものでございます。

2点目にございますのは、臨時的任用につきまして、本来緊急の場合に、選考等を行わないで、職員を任用する例外的な制度であったところでありまして、こうした趣旨に沿わない運用が全国で見られることから、その対象を国と同様に、常勤職員に欠員生じた場合というふうに制度として厳格化されたものでございます。あとは(2)の部分で一般職の非常勤職員の任用に関する制度の明確化ということで、こちらについては、法律上制度が不明確だった部分を踏まえまして、新たに、一般職の非常勤職員であります会計年度任用職員を設けまして、その中で採用方法とか、任期等明確化しようといったのが、まず1点目の地方公務員法の一部改正の趣旨でございます。

もう一つ、地方自治法が同じ法律の中で改正されましたけれども、こちらについては、会計年度任用職員に対する給付を規定するものでございます。

地方の非常勤職員につきましては国と異なりまして、労働性が高い方であっても期末手当が支給できないと、現行制度はそうなっていたところでありまして、これを改めて、期末手当、ボーナスを支給できるよう、所要の改正を行ったというのが、国のほうの趣旨でございます。裏面ですけれども、こちらは花巻市が取り組んできた考え方ということでございます。今説明した部分は省略しますが、3の制度移行イメージということで、これまで花巻市が置いてきた任用形態というのがこちらに書いてある3つでございます。特別職の非常勤職員の中身は、地域おこし協力隊だとか、教育委員会であれば、ふれあい共育推進員とか、こういった主な職種がありますし、一方で、学校医とか医師会とか統計調査員とか、こちらは非常に専門性が高い知識経験を有する業務ですけれども、これらが一緒になっていたというのが、現行制度。あとは一般職の非常勤職員というのが、いわゆる一般事務を行う事務職員、あとは保育士、保健師、もう一つ、臨時的任用職員というのが、こちらに記載のとおりでございます。これを新たな制度の施行に伴いまして、右

側の移行後ということで、これを振り分けていくという内容になってございます。

改正後でありますけれども、1番上の特別職非常勤職員というのは任用できる職については、特に専門的な知識経験や識見を有する方々、これらの人は特別職の非常勤に置きましょうということで、学校医とか歯科医とかこういった専門的な人たちは、従前どおり特別職の非常勤職員、あとは、基本的にはみんな会計年度任用職員に移行しましょうといった制度になってございます。

もう一つは、臨時的任用職員というのが従前からある内容ではございますけれども、ここに採用できる方は正職員に欠員を生じた場合に限定するというもので、新たな制度移行後はこの三つに限定されるといった内容でございます。以上です。

○佐藤教育長

はい、今制度の概要についてということで、経過を含めてご説明いただきました。この件について、何かございましたらお願いいたします。

(質疑なしの声)

○佐藤教育長

よろしいですか。それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第7号「花巻市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

はい、ありがとうございます。では異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり議決されました。続きまして議案第8号「花巻市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。はい、小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

はい。議案第8号「花巻市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令」について、御説明を申し上げます。本訓令は、地方公務員法の一部改正に伴いまして、所要の改正をしようとするものであります。改正の内容について御説明いたします。お手元に配付しております議案書の5ページ及び議案第8号資料を併せて御覧いただくようお願いいた

します。

改正の内容、第1条は本訓令の趣旨の規定でございますが、臨時的任用職員につきまして、引用している地方公務員法の改正により条項移動が生じたことから、参照条項の整理を行うものでございます。次に施行期日でありますけれども、本訓令は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、宜しく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

それでは第8号の議題について、ご質問等ございませんでしょうか。何かございませんでしょうか。よろしいですか。何か質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

○佐藤教育長

質疑なしということでよろしいでしょうか。それでは、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号「花巻市教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○佐藤教育長

それでは異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり議決されました。日程第3、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いいたします。岩間教育部長。

○岩間教育部長

はい。それでは報告事項1、令和2年第1回花巻市議会定例会教育関係事項につきまして、前回、当初予算につきまして御説明いたしましたので、それ以外につきまして御説明させていただきたいと思っております。座って失礼いたします。それでは、報告事項の資料No.1を御覧させていただきたいと思っております。まず一般質問でございますが、登壇議員13名中4名の議員から御質問がございました。答弁の詳細につきまして御説明いたしますので、資料のほうを御覧させていただきたいと思っております。

まず、お1人目の質問でございますが、通告議員3番目の照井省三議員から、コミュニティ・スクールの導入についてということで、進捗状況と今後の見通しについて1点、もう1点が教職員の多忙化との関わりについてということで、2点の御質問がございました。

答弁の内容でございますが、前段を飛ばしまして、2/6 ページを御覧いただきたいと思っております。県の教育委員会では学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールですけれども、この導入に当たりまして、平成29年度以降、5年間のスケジュールを示しており、平成29年度には施策の構想、平成30年、31年度は、所管する学校の地域連携・協働に関する実態把握、令和2年、令和3年度は所管する学校の連携、協働する組織の立ち上げに関する支援、市町村における学校運営協議会規則の作成、令和4年度からコミュニティ・スクールを立ち上げるということの目標が示されておりまして、基本的に市教育委員会もその方向で進めている状況でございます。そして教育委員会としては、この移行を想定してその足がかりとするために、29年度から、学校地域連携事業においてモデル校を指定し、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターを配置することで、学校と地域との連携・協働への取り組みが充実するよう支援しております。本年度は学校地域連携事業に係る推進会議も開催いたしまして、連携事業におけるモデル校の令和元年度計画や活動の報告を中心に、学校ごとの実践について、協議しながら情報共有を図っている状況です。

3/6 ページを御覧ください。この中で今年度第2回目の学校地域連携事業推進会議におきましては、花巻市コミュニティ・スクール推進研修会を開催いたしまして、文科省より派遣していただきましたコミュニティ・スクールマイスターを講師といたしまして、実態に応じた効果的なコミュニティ・スクールの導入のあり方についてご講演をいただき、周知と理解の促進を図ったところでございます。その後来年度でございますけれども、コミュニティ・スクールを先進的に導入している、市町村の担当者の方から制度の具体的内容を、令和2年度においてはお聞きし、令和3年度には、導入済みの学校長から導入後の学校運営の実態をお聞きするというのを考えております。また事務的なものとして、令和2年度には、規則の策定作業に着手することを予定しておりますけれども、この作成過程におきましては、各地区の教育振興運動の実践団体、コミュニティ会議、自治会等との連携・相談する機会を設けますほか、学校中心として、運営協議会設立に向けて既存団体との協議を進めていくことをお願いしている状況でございます。

4/6 ページを御覧ください。令和3年度でございますが、花巻市学校運営協議会本部を設立いたしまして、各学校での準備を支援してまいることとしております。いずれ成果や実践内容について、市内各校で情報を共有いたしまして、各学校の実態を踏まえた環境整備に取り組みながら令和4年度の実施に向けて事業を推進してまいりたいと考えております。

5/6 ページを御覧ください。教職員の多忙化の部分でございます。平成25年度に実施された文科省の委託調査、「コミュニティ・スクール指定の促進要因と阻害要因に関する調査」によりますと、導入に係る課題といたしましては、「管理職や教職員の勤務負担が

増える」と答えた校長先生が760校中約5割程度になっておりましたが、6年後に報告された「全国都道府県教育長協議会第4部会」の平成30年度研究報告書「教職員の働き方改革の推進について」を見ますと、「地域との連携に関する業務」や、「学校外部機関との連携」、「登校・下校指導、通学路の点検」、「校外学習の事前打ち合わせ」などの業務について、47都道府県中、6割を超える都道府県で教員の業務改善につながったとの結果報告があった状況でございます。

6/6ページ、1番最後の段落になりますけれども、コミュニティ・スクールの導入初期における混乱はある程度予想されるところですけれども、学校家庭地域が適切な役割分担をしっかりと実施しながら、教職員の多忙化解消についても対応できる組織となるよう、その在り方を今後十分検討してまいりたいと答弁したところでございます。

次に、通告8番目の照井明子議員でございます。質問内容は、学校給食費の負担軽減についてということで、その中で就学援助世帯における支給方法を現物給付とする考えはないかということと、多子世帯への負担軽減策の考えはないかという2点についての御質問をいただいております。このうち1つ目の現物給付につきましてですが、まず就学援助費の支給方法につきましては保護者口座への支給を基本としているところですが、希望される方については学校長口座を振り込み先としておりまして、学校長口座を振り込み先としている方は、実質的な現物給付を行っているというような状況でございます。2/3ページを御覧ください。令和2年度以降につきましては、学校給食費が公会計化されますことから、市において対象となる各保護者の意向を確認した上で、希望される方につきましては、所定の手続のもと現物給付としていきたいと考えているところでございます。

次に、多子世帯の負担軽減策の考えについてですが、調理従事者の人件費や、調理などの委託料、光熱水費、学校給食施設の維持管理費などの経費を現在公費で負担しておりまして、本年度の当初予算においては、4億6,797万6,000円を計上していること、令和2年度からは学校給食費の公会計化が始まるということで、これに伴いまして、給食費管理システムに係る経費、それから現在保護者の方々にご負担いただいている振り込みの手数料等を市において予算化することで、これまでよりさらに公費負担分が増加するという見込みになっております。保護者に御負担いただいている給食費につきましては、学校給食法に基づいて食材料費のみと定められております。この食材料費が、本年度の当初の費用として見込んでおりますのが3億9,000万円ということでございます。

3/3ページをご覧ください。多子世帯に対する負担軽減策として、第3子以降の学校給食費を、所得要件なしで全額無償化した場合を試算いたしますと、児童生徒は全体の約5%に当たる333人で、市の負担は1,800万円。第2子以降の学校給食費を所得要件なしで全額無償化した場合は、対象となる児童生徒が全体の32%、2,197人で、市が負担

する学校給食費は約1億2,000万円となるということをご答弁しております。また多子世帯に対する負担軽減策を実施した場合、経費を固定経費として長期間にわたり負担することとなり、厳しい財政状況の中、継続的な財源の確保や市民の方々の理解等が大きな課題になると、従いまして、食材費である給食費につきましてはこれまで通り、受益者である保護者にご負担いただきたいと考えておりますが、要保護世帯に準じる準要保護世帯につきましては就学援助費として学校給食費を支給しているわけですが、その認定範囲につきましては今後の経済状況等見ながら検証を行ってまいりたいと答弁しております。

次に通告議員11番目の菅原ゆかり議員からは、新型コロナウイルスの対応について、市の対応状況を伺うと御質問がございました。新型コロナウイルス対応につきましては、報道等にリリースした分につきましては、委員の皆様既に何回かに分けて情報を提供しているところでございますので、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

2/3ページをご覧ください。まず、3月2日から19日までを臨時休校措置といたしまして卒業式や修了式、離任式は休校明けの3月20日以降に設定すると。登校日に実施することといたしまして、その内容も保護者、在校生の同席をなくすなど、感染防止の立場から少しでもリスクを下げるための手立てを講じているとしております。ただし、保護者同席につきましては、既にご案内のとおり、その後同席を可とするということの方針を示したところでございます。保育園、認定こども園につきましては、厚労省による開所方針を受けまして、通常どおり開所しております。ただし可能な限り、ご家庭で個々に過ごすことをお勧めする呼びかけを実施しているところでございます。学童クラブにつきましては、運営団体のご協力をいただき、臨時休校措置の開始日である3月2日から、長期休業中と同様に午前8時頃から午後7時頃まで開所できる体制を確保していただきましたが、なかなか空間的に狭いということで、その中に多数の児童が長時間滞在することでの感染リスクが懸念されておりましたので、小学校の校舎を利用した学童クラブを実施するということを決定し、3月5日から学校を使った学童クラブを実施してきたところでございます。そのような中で、支援単位が小分けになるということでの支援スタッフの不足が見込まれましたことから、教員の勤務時間を学童クラブの開所時間に合わせたシフト制とすることで、教職員による支援体制を整え、実施してきたところでございます。また学童クラブに登録していない児童につきましては、保護者の仕事の都合でどうしても自宅で過ごせないという小学校低学年の児童について、必要に応じて受け入れを行うという対応もしたところでございます。また公立幼稚園につきましては3月5日から休園としておりますが、預かり保育はそのまま継続して実施しているところでございます。こども発達相談センターは4日より、集団指導を中止し電話による個別指導に切りかえておりますし、こどもセンターと市内5カ所の地域子育てセンターにつきましても、5日から施設開放は休止して

おりますが、電話予約の上での相談業務の対応は行っているというような状況でございます。以上、報告しております。

次に、通告13番目の大原健議員でございますが、質問の内容は幼児教育・保育の無償化に伴いまして、副食費を市が負担する考えについて伺うという内容でございます。副食費の市の負担につきましては、独自に一部補助を行っているところでございまして、国の基準を上回る、本市独自の規定に基づく第3子以降の3歳児から5歳児までの児童のうち、国の制度により、副食費が免除となる年収360万円未満相当の世帯と、国が定める第3子以降の要件に合致する児童を除く児童の副食費を対象に補助を行っております。具体的には、推定年収470万円未満の世帯は月額4,500円全額を、年収470万円以上の世帯については、月額4,500円の2分の1を上限に補助を行う、多子世帯に対する所得制限を設けない支援を実施するというのが花巻市の補助の内容となっております。

2/4ページをご覧ください。また私立幼稚園在園児に係る副食費につきましては、国の制度上免除が適用されないということで、国の制度と同様の給付を受けられるよう、副食費の補助事業を本年度から実施しているところでございます。この大原議員のご質問でございますが、盛岡市が来年度から副食費補助の実施をするということに対してのご質問でございましたので、盛岡市の副食費補助の内容につきましてご説明をしております。国の制度上、免除の対象となる、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の児童を除く年収550万円未満の世帯に限り、3歳児から5歳児までの児童に係る副食費を対象として、月額4,500円を上限に補助を行うというものでございます。本市と盛岡市の副食費補助事業の内容を比較いたしますと、本市が、年収にかかわらず全所得階層の多子世帯を対象としておりますことに対し、盛岡市は一定の年収水準を下回る所得階層の全世帯を対象としているというところに相違がある内容となっております。

次、3/4ページをご覧いただきたいと思いますが、本市では、保育所等の待機児童対策と保育士確保策、そして高校生等までの医療費助成の実施など、幅広い年代に応じた多くの子育て支援の事業に総合的に取り組んでいるということで、限られた財源の中で、事業の継続性や優先度を考慮して事業を進めておりますことから、副食費を市が全額負担するということは、現時点では困難であると認識していると答弁しております。また副食費の無償化を実施することで、子育てがしやすいまちということになり、若者世代に対する一つの宣伝となることで、定住促進につながるのではないかというお尋ねも1点いただいております。これにつきましては4/4ページをご覧いただきたいと思いますが、令和2年度におきましては、園児や職員の健康を守るため、私立の保育所及び幼稚園等へのエアコン整備支援を市独自に行う事業、それから学童クラブの運営の充実を図るために、宮野目学童クラブの増築を行うほか、保護者負担の学童クラブ間の均衡を図る一環として、ひと

り親世帯の児童やきょうだい入所児童に係る保育料減免に対する運営費加算を新設することなどに取り組む予定ということでございますし、医療費助成については、中学生に係る医療費と現物給付化、高校生等の医療費の現物給付化に向けた関係機関との協議など、窓口負担の軽減等を図る取り組みも順次進めることとしておりまして、未就学児に限らず、幅広い年代の子どもを対象とする子育て支援の更なる充実を図ることとしており、これらの事業に総合的に取り組むことで、子育てしやすいまちの実現につながるものと捉えているということを答弁いたしました。副食費の全面的な無償化につきましては、現時点では困難であると考えておりますが、副食費の補助については、子育て支援策の一つととらえておりますので、市の財政状況を勘案しながら、今後イーハトーブ花巻子育て応援プランの推進を図っていく中で、補助対象者の範囲の拡充など、支援の充実について検討してまいりたいというように答弁したところでございます。以上が一般質問、4名の議員への答弁内容ということになっております。

それでは資料No.1の1ページ目にお戻りいただきたいと思います。まず、II 議案審議でございますが、1.条例 につきまして、2件上程しております。(1)「花巻市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、この中身につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正による、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、預かり保育を実施した際の保育料について、施設等利用費の給付を市長が法定代理受領をした部分があるわけですが、この部分について、一旦保護者からいただくということとをせず、それは徴収しないということで、施設利用費として法定代理受領した分との差額だけを保護者から徴収できるようにするという内容の条例改正でございます。次に、(2)「花巻市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例」でございますが、この内容につきましては、先ほどありました会計年度任用職員の関係の部分の改正でございます。奨学金の返済の免除対象といたしまして、これまで市の非常勤職員及び臨時的任用職員については、免除対象としますよということになっていたものを、会計年度任用職員が免除の対象となるというように文言を修正した内容ということになっております。

次に2.【参考】でございますが、同意の人事案件といたしまして、(1)「教育委員の任命に関し同意を求めることについて」ということで、伊藤明子委員の任期の満了に伴いまして、次の教育委員として、中村祐美子さんを任命したいということでの同意を求めまして、これが承認されたということでございます。

次に、3.「令和元年度の一般会計補正予算(第5号)」でございます。(1)歳入 につきまして、マイナスの三角の部分の数値の部分は、全て内定、それから実績が確定したことによりましての事業費の確定による歳入の減少という部分でございます。それ以外ので教育費の国庫補助金、学校情報通信環境整備、施設整備につきましては、小中学校の校内

ネットワーク整備事業、いわゆるGIGAスクールに関する事業費でございまして、国の補正予算に対応し計上したものでございます。その下の同じく教育費の国庫補助金の学校施設環境改善交付金につきましては、小学校と中学校各1校ずつの非構造部材の耐震化に伴う事業費の計上ということでございます。1番下の教育債につきましては、今言った事業を実施するに当たっての起債分ということで計上したものでございます。(2)歳出 をご覧いただきたいと思います。一般行政経費の児童福祉分につきましては、時間外等の追加ということでの増額でございますし、マイナスがついている部分については歳入と同じ理由でございます。それから小学校の施設維持事業費につきましては、非構造部材の耐震化に係る部分の事業費でございますし、小学校校内ネットワーク整備事業及びその下の部分に、中学校校内ネットワーク整備事業費とありますが、こちらどちらもGIGAスクールに対応したものであるということでございます。それから次、(3)に繰越明許費補正がございしますが、小学校校内ネットワークの整備事業、中学校校内ネットワーク整備事業につきましてはGIGAスクールへの対応、小中学校の施設維持事業につきましては非構造部材の部分での対応になります。それから小学校の施設維持事業につきましては、変更というふうになっておりますけれども、12月の議会において補正が認められました。南城小学校のプールの配管に関する撤去工事費に、そこに非構造部材の耐震化の事業をプラスするというので、ここは変更ということでの繰越明許費補正となっているものでございます。

それから、4.「令和元年度の一般会計補正予算(第6号)」といたしまして、教育寄附金を受けましたことから、これを追加での提案ということでお認めいただいたものでございます。以上、簡単でございますが議会の内容の報告とさせていただきます。

○佐藤教育長

はい。今一般質問4件、それから議案審議での日本の条例改正、それから人事案件、それから補正予算の第5号ということで、一括してご説明申し上げましたが、どれからでもいいですが、もしご質問、ご質疑ある方。ございませんでしょうか。はい、役重さん。

○役重委員

はい、補正予算の関係で、例のGIGAスクール構想なんですけれど、実際に運用が始まるのはいつで、それに向けた先生方の研修とか使いこなせるかとかそういった部分が1番課題なのかなと思うんですが、そのあたり教えていただければと思います。

○佐藤教育長

はい。佐々木学務課長。

○佐々木学務管理課長

はい。令和2年度は回線等を整備、充電するための器具ですけれども、実際には令和3年度から導入していく方向ではありますけれども、研修につきましては、学校教育課と連携しながら、先生方に研修をしていくものであります。実際には、まだ具体的な方策は決定してないんですけれども、協議した中では、教育研究所で一つ分科会を設けながら進めていきたいという方向ではあります。物が導入されていないのということですけれども、タブレット等は60%ほどの学校のコンピューター室に配置している状況もありまして、そういうところを活用しながら研修することは可能であります。

○役重委員

導入するのは良いんですけれども、維持管理とか更新手続はどのようなのでしょうか。

○佐々木学務管理課長

更新時期の国からの補助等はまだ明確にはされていないんですけれども、市長会とかそういう場で要望していくような形です。

○岩間教育部長

ご指摘の点についてはもう既に知事会とか市長会とか町村会のほうからも、非常に疑問だということで声が上がっておりまして、既に更新にかかる費用、それから運用に係るランニングコスト、こういう部分についての財源措置をお願いしたいということでの要望書等も出ているというような状況ですけれども、そこに関しては、まだ国から明確な答えがないというような状況でございまして、今後の課題になると思います。また、タブレットの導入につきましては、基本的に示されている考え方としては、都道府県ごとの購入ということでスケールメリットを生かして単価を安くして入れるということと、あともう一つは、子どもたちが例えば県内のどこに行っても、先生たちが県内のどこに行っても、同じ機器を使えるということでのストレスをなくすというようなことも、文科省のほうからは示されているというところですが、まだちょっと県の動きも不明瞭というようなことですので、端末の整備につきましては来年度動いてくるのかなというふうに思っているというような状況です。

○佐藤教育長

ほかにございませんでしょうか。一般質問の関係とか、条例改正についてはよろしいですか。はい。それでは質疑を打ち切り、ただいまの報告に対する質疑終結といたします。

はい。それでは次の報告、教育委員会の関連行事につきましてですが、お手元に配付した資料をご覧ください。日程表で報告に替えさせていただきますが、よろしいでしょうか。今の新型コロナウイルスの関係で、まず入学式のところまでは、卒業式と同じような形で簡素化した中身でやることが決まっております。入学式は早いところが4月4日、1番最後が湯口小学校の4月9日ということです。それ以外の授業再開については、今日文科省からチェックリストが出てきて、そのことを検討しながら、これから教育委員会、それから本部会議でもって明らかにしてやっていくということでもあります。学校でもいろいろ各種行事等あるわけですが、それも含めて検討していくということです。入学式等については来賓なしということですので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、ここで質疑を打ち切って、暫時休憩いたします。

(学務管理課長、学校教育課長、こども課長、文化財課長退室)

○佐藤教育長

休憩中の会議を再開いたします。

議案第6号「課長の人事に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

(秘密会のため非公開)

○佐藤教育長

議案第6号は原案のとおり議決されました。以上で議案の審議は終了いたしました。

ここで暫時、休憩いたします。

(学務管理課長、学校教育課長、こども課長、文化財課長入室)

○佐藤教育長

休憩中の会議を再開いたします。

本日の議事日程はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。